

5年次研究室配属、春季休業及び6年次選択実習期間中における  
学生の海外実習に関するガイドライン

平成20年2月28日  
医学科教務委員会制定  
平成28年7月14日改正  
令和元年7月8日一部修正（案）

1. 申請要件について

5年次1～2月の研究室配属、3月の春季休暇、及び6年次4～6月の選択実習期間中において、以下の要件を満たす海外実習申請について、医学部医学科の実習として許可を行う。

- 1) 明確な志望動機を有すること
- 2) 所定の英語能力（TOEFL iBT 80点以上もしくはIELTS 6.0点以上）を示せること
- 3) 臨床実習は学生教育に実績のある施設で行うものであること
- 4) 研究実習は基礎・臨床にかかわらず医学に関する研究内容であること
- 5) 実習先施設の指導者により評価がなされること

2. 実習許可について

海外実習を希望する学生の実習許可については以下の手続きにより審査を行う。

- 1) 申請学生が申請書類一式を所定の期日までに医学科教育センターに提出する。
- 2) 医学科教育センター長及び同国際交流担当教員が申請学生と面接を行う。
- 3) 医学科教育センターが、申請書類、面接内容及びこれまでの学業成績等をもとに実習参加の可否を判定する。
- 4) 判定結果を教務委員会に報告し了承を得る。